

議案第 80 号

羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

道路占用料の単価を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市道路占用料徴収条例(昭和33年羽曳野市条例第100号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,500 円
3,500 円
1,600 円
680 円
2,000 円
2,800 円
1,500 円
680 円
200 円
20 円
12 円
2,000 円
1,200 円
4,000 円
1,700 円
4,000 円
84 円
120 円
180 円
240 円

360 円
480 円
840 円
1,200 円
2,400 円
1,200 円
4,000 円
2,000 円
1,200 円
4,000 円
40 円
400 円
400 円
4,000 円
3,200 円
40 円
400 円
40 円
400 円
4,000 円
2,000 円
400 円
400 円以内の額

」を

「

3,700 円
3,800 円
1,800 円
730 円

2,200 円
3,000 円
1,600 円
730 円
220 円
22 円
13 円
2,200 円
1,300 円
4,300 円
1,800 円
4,300 円
90 円
130 円
200 円
260 円
390 円
520 円
900 円
1,300 円
2,600 円
1,300 円
4,300 円
2,200 円
1,300 円
4,300 円
43 円
430 円
430 円

4,300 円
3,500 円
43 円
430 円
43 円
430 円
4,300 円
2,200 円
430 円
430 円以内の額

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市道路占用料徴収条例 新旧対照表

新					旧					
別表(第2条関係) 道路占用料金表					別表(第2条関係) 道路占用料金表					
占用物件		単位	金額		占用物件		単位	金額		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	電柱	1本につき1年	3,700円	電柱	電柱	1本につき1年	3,500円		
		支柱		3,800円		支柱		3,500円		
		支線柱		1,800円		支線柱		1,600円		
		支線		730円		支線		680円		
	電話柱	電話柱		2,200円	電話柱	2,000円				
		支柱		3,000円		支柱		2,800円		
		支線柱		1,600円		支線柱		1,500円		
		支線		730円		支線		680円		
	その他の柱類				220円	その他の柱類			200円	
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	22円	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	20円	
	地下電線その他地下に設ける線類				13円	地下電線その他地下に設ける線類			12円	
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	2,200円	路上に設ける変圧器		1個につき1年	2,000円	
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	4,300円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,800円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,700円					
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,300円	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,000円			
法第32条第1項第2号に	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	90円	法第32条第1項第2号に	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	84円	
	外径が0.07メートル以上			130円		外径が0.07メートル以上			120円	

掲げる物件	0.10メートル未満のもの				掲げる物件	0.10メートル未満のもの			
	外径が0.10メートル以上			<u>200円</u>		外径が0.10メートル以上			<u>180円</u>
	0.15メートル未満のもの			<u>260円</u>		0.15メートル未満のもの			<u>240円</u>
	外径が0.15メートル以上					外径が0.15メートル以上			
	0.20メートル未満のもの			<u>390円</u>		0.20メートル未満のもの			<u>360円</u>
	外径が0.20メートル以上					外径が0.20メートル以上			
	0.30メートル未満のもの			<u>520円</u>		0.30メートル未満のもの			<u>480円</u>
	外径が0.30メートル以上					外径が0.30メートル以上			
	0.40メートル未満のもの			<u>900円</u>		0.40メートル未満のもの			<u>840円</u>
	外径が0.40メートル以上					外径が0.40メートル以上			
0.70メートル未満のもの		<u>1,300円</u>	0.70メートル未満のもの		<u>1,200円</u>				
外径が0.70メートル以上			外径が0.70メートル以上						
1.00メートル未満のもの		<u>2,600円</u>	1.00メートル未満のもの		<u>2,400円</u>				
外径が1.00メートル以上のもの			外径が1.00メートル以上のもの						
マンホールその他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300円</u>	マンホールその他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,000円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		1年	<u>2,200円</u>	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		1年	<u>2,000円</u>
	地下に設ける通路			<u>1,300円</u>		地下に設ける通路			<u>1,200円</u>
	その他のもの			<u>4,300円</u>		その他のもの			<u>4,000円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>43円</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>40円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>400円</u>
道路法施	看板（アー	一時的に設け	表示面積1平方	<u>430円</u>	道路法施	看板（アー	一時的に設け	表示面積1平方	<u>400円</u>

行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	チであるものを除く。）	るもの	メートルにつき1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>
	標識		1本につき1年	<u>3,500円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>43円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>430円</u>
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>43円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>4,300円</u>	
	その他のもの		<u>2,200円</u>	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>	
その他のもの		1メートル又は1平方メートルにつき1月	<u>430円以内の額</u>	

備考 省略

行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	チであるものを除く。）	るもの	メートルにつき1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,000円</u>
	標識		1本につき1年	<u>3,200円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>40円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>400円</u>
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>40円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>400円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>4,000円</u>	
	その他のもの		<u>2,000円</u>	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>400円</u>	
その他のもの		1メートル又は1平方メートルにつき1月	<u>400円以内の額</u>	

備考 省略